

第7章 環境啓発計画

1 環境啓発施設に関する法的位置づけ

(1) 環境教育促進法

環境啓発施設に関連する法律としては、平成15年に成立していた「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正され、平成23年6月に「環境教育等による環境保全の取組の推進に関する法律」（以下、環境教育等推進法と記す。）が成立している。これは、従来からより一層の環境保全の取組を効果的・効率的に進めるため、各主体の有機的な連携を促す具体的な取組が求められていることや日本の提案に基づき国連が採択した「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」の一層の取組推進が求められていたことが背景にある。

改正の考え方のイメージ

1. 基本理念等の充実

法目的に、協働取組の推進を追加。基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展、循環型社会形成等を追加。

2. 地方自治体による推進枠組みの具体化

～環境教育・協働取組推進の行動計画の作成と地域協議会の設置～

地方公共団体は、地域の関係者からなる協議会の設置等による環境教育、協働取組等に係る行動計画等の作成の努力義務。

3. 学校教育における環境教育の充実

① 教育活動における環境配慮の努力義務

学校施設等の整備の際に適切な環境配慮の促進及び教育を通じた環境保全活動の推進。

② 学校教育における環境教育の一層の推進

国及び地方公共団体は、学校で各教科その他の教育活動を通じて体系的な環境教育が行われるよう、参考となる資料等の情報の提供、教材の開発その他の必要な措置を講ずる。また、研修等教育職員の資質の向上のための措置を講ずる。

4. 環境教育等の基盤強化等

① 環境教育等支援団体の指定等

各主体による環境教育等の取組を支援する環境教育等支援団体の指定。

② 人材認定等事業の登録対象に環境教育の教材開発等事業を追加

5. 自然体験等の機会の場の提供の仕組み

導入

自然体験活動等の機会の場の知事による認定制度の導入。

6. 環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進

① 政策形成への民意の反映

国民、民間団体等の多様な主体の意見を求め、政策形成する仕組みを整備・活用、国民等による政策提案を推進。

② 公共サービスへの民間団体の参入機会の増進に係る配慮

国等が公共サービスの実施に際し価格以外の多様な要素も考慮し民間団体と契約。

③ 協働取組推進のための協定制度の導入

協働取組を推進するため、行政機関及び国民、民間団体等の関係主体による、協働取組協定の締結の推進、登録制度。

④ 事業型環境NPOの活動支援

環境保全活動が経済的に自立して行えるよう、NPO等の活動を国が支援。

附則

① 法施行後5年を目途とした検討

② 学校における環境教育について、教育職員を志望する者の育成を含めた検討

法律題名の改正

以上のとおり、幅広い実践的人材づくりに向けて詳細な規定を整備することに伴い法律の題名をそれに即応したものに変更。

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」

(2) 環境教育促進法に基づく基本方針

同法では、政府が、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（以下、基本方針と記す。）を定めなければならないとされており、平成24年6月に閣議決定されている。

以下に基本方針に示される「環境教育の推進方策についての取組の方向」についてあげる。環境啓発については、これら要件を基礎として、地域全体の特性を加味して、具体的な内容を決定していくことが望ましい。

ア 環境教育がはぐくむべき能力

(省略)

イ 環境教育に求められる要素

- ①自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること。地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと
- ②双方向型のコミュニケーションにより、気づきを「引き出す」こと
- ③人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること
- ④環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
- ⑤生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること
- ⑥豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと
- ⑦いのちの大切さを学ぶこと

(3) 廃棄物処理事業との関係

廃棄物処理施設においては、従来から見学者の受け入れ等によって、子供や住民の資源循環に関する理解の一助を担っていたが、同法では新たに、職場（地方公共団体含む）において「環境の保全に関する知識及び技能を向上させるため、必要な体験の機会の提供に努める」ことが明記されるとともに、一定の要件を満足した場合は、当該施設は「体験の機会の場」として都道府県知事の認定を受けることも可能となっている。また、廃棄物処理事業にも関連する要素として、「⑤生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること」も謳われている。

ここで、環境教育に求められる要素を実施すべき内容とそれを実施するうえでの取り組み方などに整理すると、「②双方向型のコミュニケーション」以外は、実施内容に分類でき、②は①～⑦を行ううえでの取り組み方法として捉えられる。例えば、体験として従来から行われてきた見学を一方通行に終始させるのではなく、双方向のコミュニケーションによって気づきを「引き出す」ことや「学びに実感を伴わせることができ、地域への関心・愛着に裏打ちされた行動につなげること」が重要となっている。

2 環境啓発の機能と既存施設との関係

(1) 既存の施策の整理

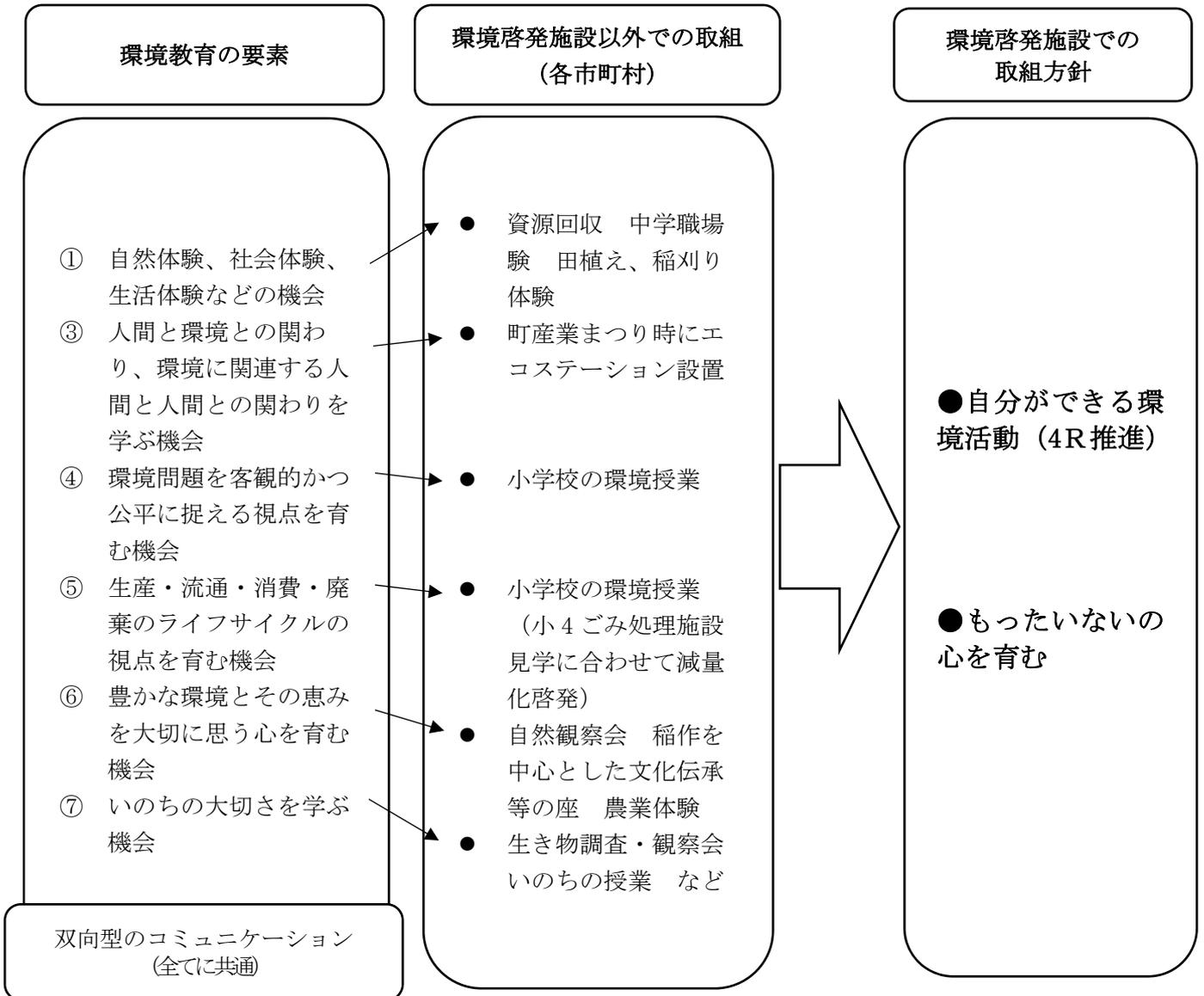
以下に「環境教育に求められる要素」のうち実施内容に対して、各市町における現状の実施有無を整理する。

表 7-1 各市町における環境教育の実施状況

	半田市	常滑市	武豊町	クリーン センター 常武	南知多町	美浜町	知多南部 クリーン センター
①自然体験、社会体験、生活体験などの機会	・自然観察会 ・農業体験（田植え～稲刈り等）	小学生の環境学習	中学校の職場体験等	—	田植え、稲刈り体験（地元NPO団体）	資源回収の実施（各小中学校及び保育所）	—
③人間と環境との関わり、環境に関連する人間と人間との関わりを学ぶ機会	はんだエコ探検隊（企業の見学等）	—	—	—	町産業まつり時にエコステーション設置（地元中学生参加）	—	—
④環境問題を客観的かつ公平に捉える視点を育む機会	小学校の環境学習	—	小学校の環境学習	—	—	—	—
⑤生産・流通・消費・廃棄のライフサイクルの視点を育む機会	小学4年生	—	小学校の環境学習	小学4年生の環境学習	小学4年生のごみ処理施設見学に合わせ減量化等啓発	フリーマーケットの実施（年1回）	小学4年生の環境学習
⑥豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育む機会	自然観察会	—	農園がある学校は実施	—	稲作を中心とした文化伝承等の講座（地元団体）	自然観察会の実施（年5回）	—
⑦いのちの大切さを学ぶ機会	—	—	いのちの授業	—	生き物調査・観察会（地元まちづくり団体等）	—	—

(2) 環境啓発施設に具備する環境教育機能案

以上より、既存の環境教育の取組実績を踏まえ、環境啓発施設においては、次の機能を中心に具体的な方法を検討する。



3 廃棄物処理施設における環境啓発の事例

(1) 廃棄物処理施設における環境啓発概要

環境教育の要件と環境啓発施設の具体的事例の対応を次に示す。

表 7-2 啓発機能の具体例

環境教育としての区分	項目	内容	必要設備など
体験の場	修理工房	<ul style="list-style-type: none"> ・木工家具工房 ・自転車工房 ・家電製品工房 	<ul style="list-style-type: none"> ・工作室、作業台 ・修理再生スペース ・工具類 ・その他関連設備 ・技術指導員の配置
	リサイクル体験・実践	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油を用いたリサイクル石鹼作り ・牛乳パックを利用した紙すき教室 ・衣服のリフォーム指導 ・回収したガラスを原材料としてコップや花瓶として再生する工房 ・廃材を用いたリサイクル品作り教室 ・小型電化製品、おもちゃ修理指導 ・ごみを減らす工夫を考える料理教室 ・生ごみや植木剪定材のコンポスト化と肥料・培養土としてのリサイクル 	
	リサイクル展	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットコーナー ・不用品情報交換コーナー(展示・情報検索システム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・展示・販売スペース ・パソコン等の情報検索端末
体験(見学)	見学ルート整備	・ごみの処理工程の見学	・工場内の見学ルート設定
	施設説明 VTR	・施設の概要説明	・説明が行える大会議室・視聴覚設備
	案内板	・ごみ処理学習の補助	・展示パネル等
	模型	・ごみ処理学習の補助	・処理設備の模型等
	処理工程に係る展示物	・ごみ処理学習の補助	・展示パネル等

環境教育としての区分	項目	内容	必要設備など
人間と環境との関わり 環境問題への客観的視点 ライフサイクルの視点	展示	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理やリサイクルの歴史や仕組みを紹介する。 ・身近な環境問題や、地球環境問題等に関する歴史や現状を紹介する。 ・再生品展示コーナー 	<ul style="list-style-type: none"> ・展示スペース ・展示パネル、掲示版、各種展示物
	映像・視聴覚コーナー	・環境啓発に関する映像プログラム	・ミニシアター等の映像設備
	図書・資料コーナー	・ごみ問題、リサイクル、その他環境問題等に関する図書・資料の閲覧や貸し出しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等の情報検索端末 ・書架、自習スペース
	検索コーナー	・ごみ問題、リサイクル、その他環境問題等に関する情報検索を行う。	
	講演会	・大人数で行われる講演会や各種イベントに利用できる場。	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室 ・多目的室
	各種研修・イベントの開催	・各種研修や、婦人会などによる小規模なイベント開催に利用できる場。	
	各種会議等へのスペース貸与	・地域活動やグループ活動の打ち合わせ・会議等に利用できる場。	
豊かな環境の恵	ビオトープ・自然公園	・自然観察、ウォーキングコース	外構
	展示	・身近な動植物を紹介する。(水槽展示、剥製展示、写真掲示等)	
(※)その他	地元農産物等の直売農園	・地元農産物等の直売を行う。	・展示・販売スペース

(※) 環境教育としての区分には必ずしも該当しない

(2) 体験の場（リサイクル展・修理工房）

住民の出した家具等の粗大ごみを、修理・再生し販売する例もある。販売方法は通常の販売のほか、入札形式などもある。また、家具に関らず、衣類や食器、本などのリサイクルショップが併設される例もある。

その他、おもちゃや時計、傘などの修理工房を据える例もあり、品目や修理の度合いによっては職人の配置が必要となる。

(3) 体験の場（工作・調理体験）

子供や親子連れ、一般市民向けに資源化に関わる工作、実験などを行うスペースを設ける例もある。社会化見学、修学旅行向けに体験メニューを用意したり、子供の夏休みの宿題が出来るような場を提供したり、子供の環境学習を狙いとしたところが多い。

一方で、主婦や地域の環境団体などによる、体験・工作・調理体験なども行う例もある。

(4) 見学（処理工程の見学ルート）

熱回収施設等では、処理工程に沿った見学者ルートを整備することが多い。見学者動線上に、パネル展示や実物大の機器の模型等を置くなどして、見学者の理解を深める工夫をしている施設が多く、見学ルート各所に解説付きの情報パネルなどを設置する例も見られる。また、見学時のガイドとしてボランティアスタッフが配置される例も見られる。

(5) 環境情報（展示・情報コーナー、図書・資料室等）

展示コーナーでは、分別や実際に自分達が出しているごみの量などが可視化できる形での展示などがあり、見学者（主に児童）が自然と興味を持てるよう工夫されている。

(6) 活動の場（会議室・研修室・講演）

施設見学者への説明や、研修、講演会などに利用される会議室・多目的室は環境学習施設には概ね備わっている。大・小複数の部屋があり、目的に応じて一般の方も利用できる場合が多い。現在ではプロジェクターなどの設備が備わっている例が多い。

(7) 自然（ビオトープ・自然観察公園）

屋上などに、トンボ池など小さなビオトープなどを設けて地域の生態系を再現する例もある。また、周辺の自然を利用して、遊歩道や自然観察公園として整備することもある。

4 管理運営主体別の利点・留意点

環境啓発施設の管理運営の所掌について、ケース 1 として DBO 事業者の業務範囲とする場合、ケース 2 として NPO（指定管理者）（組合からの委託）の所掌とする場合、ケース 3 として直営（組合職員）とする場合の比較・検討を以下に整理する。

表 7-3 環境啓発施設の管理運営主体別の利点・留意点

	ケース 1：DBO 事業者	ケース 2：NPO(指定管理者) (組合からの委託)	ケース 3：直営（組合）
利点	環境啓発の内容を施設設計に反映できるため、環境啓発の効用がより高い施設を期待できる。施設の適切な維持管理や用役の合理的使用の動機が働く(※)。	環境啓発に関する体験学習や公演等について専門性があり、環境教育の高い効用が期待できる。	住民からみたとき、安心感がある。 ケース 1 や 2 よりも突発的な状況等へよりフレキシブルに対応可能である。
留意点	プラントメーカーが環境啓発の専門家や NPO 等と事業体を組成できるかが大前提となる。 公共との役割分担を明確にする必要がある。環境啓発の内容や回数等の方向性について明確にする必要がある。	委託に当たり、公共・DBO 事業との役割分担・責任範囲を明確にする必要がある。環境啓発の内容や回数等は明確にする必要がある。 受託者の施設保全や用役使用に対する態度はケース 1 に劣る。	環境啓発に関する経験者を配置したうえで、NPO 等と同レベルの内容が実施可能かについて確認する必要がある。

(※)環境啓発施設の維持管理・用役調達を DBO 事業者の業務範囲とした場合。

5 環境啓発施設の施設別の形態

環境啓発施設の施設別の形態について、ケース 1 として別棟とする場合（環境啓発棟、管理棟、工場棟の全て別棟）、ケース 2 として管理棟と合棟（工場棟とは別棟）とする場合、ケース 3 として工場棟と合棟（管理啓発機能を工場棟に集約）とする場合の比較・検討を以下に整理する。

表 7-3 環境啓発施設の施設形態別の利点・留意点

	ケース 1：別棟とする場合 （環境啓発棟、管理棟、工場棟の全て別棟）	ケース 2：管理棟と合棟 （工場棟とは別棟）	ケース 3：工場棟と合棟 （管理啓発機能を工場棟に集約）
利点	将来の工場建替においても、有効利用の途を残す。	建設費を抑制できる。 合棟のため、組合職員からも目が届きやすい。 将来の工場建替においても有効利用の途を残す。	建設費を抑制できる。 工場棟見学の際の敷地内交通安全を確保できる。
留意点	建設費は 3 ケースの中で最も高額である。 施設内動線が複雑化する。	工場等見学への動線は渡り廊下や動線分離等、安全に配慮する必要がある。	工場棟内であるため、騒音振動が少なからずある。また、これらへの対策費が建設費へ上乘せされる。 同一建屋となるため、工場運転職員との動線分離や来訪者への適切な対応が必要となる。 工場棟の寿命（建替え）に合わせた建替えとなる。

6 環境学習施設に関する方針について

環境学習施設に関する方針として次のとおりとする。

- ① 見学者年齢層（ターゲット）
小学校4年生を中心とする幅広い年齢層とする。
※親子、祖父母と孫等
- ② テーマ
環境学習施設の大きなテーマは「ごみと環境問題」とする。
- ③ 環境学習の内容・要素及び伝えたいこと
環境教育に求められる要素と既存の施策から本施設の環境啓発のテーマは次の2つとする。
 - ・自分ができる環境活動（4R推進）
 - ・もったいないの心を育む
- ④ 環境啓発施設の管理運営所掌
DBO事業者
- ⑤ 環境啓発施設の形態
管理棟と合棟とする。